

平成19年度 事務事業評価表

事務事業名	美里町たばこ販売促進費補助金	コード	H19-C-01
		主管課局	町民生活課
		担当名	町民税担当

1. 事務事業の概要

計画体系	(章)	6. 開かれた行財政づくり	予 算 費 目	(会計)	一般会計
	(節)	6-1 行財政運営の効率化・高度化の推進		(款)	総務費
開始・終了年度	(開始)	昭和44年度		(項)	徴収費
	(終了)	-		(目)	賦課徴収費
事業の種類	<input type="checkbox"/> 自治事務(任意) <input type="checkbox"/> 自治事務(義務) <input type="checkbox"/> 法定受託事務				
根拠法令等	補助金等の交付手続等に関する規則				
統合の検討可能な 関連・類似事業					
内容と目的	美里町たばこ販売推進協議会に対し、タバコ販売促進のため、美里町補助金の交付手続き等に関する規則第4条の規定に基づき、補助金を交付。 タバコの売り上げ向上から、税収入の安定的な確保を図ることが目的				
現状と結果	販売促進用に、ライター等の配布を実施。 平成17年度に対する決算報告により、ライター等への支出は 166,687円 平成18年度に対する決算報告により、ボックスティッシュの支出は 144,900円				
課題と改善	販売促進を目的とした補助金であるが、実際にその目的に使われた費用は、300千円に対し、平成17年度167千円・平成18年度145千円である。				
住民意見	住民等に広く知られていない補助金である。				
対 象 数	\		平成16年度	平成17年度	平成18年度
	会 員 数	18人	18人	18人	
	利 用 数	18人	18人	18人	
	利 用 率	100%	100%	100%	

2. 経費

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	
事業費 (千円)		300	300	300	
財源 内訳	受益者負担	0	0	0	
	国・県支出金	0	0	0	
	その他特定財源	0	0	0	
	一般財源	300	300	300	
備考	内訳 = 補助金 300千円 補助金H15 = 500千円				

3.1次評価

評価項目と評価の視点			評価・評価コメント			
妥当性	(1) 事業の必要度	社会環境や住民ニーズなどの変化により事業の必要性や役割は変わっていないか	コメント	変わっていない	一部変わった	変わった
	(2) 対象設定の妥当度	事業実施の目的として対象者は妥当か特定の団体や個人に偏っていないか	コメント	妥当である	あまり妥当でない	妥当ではない
	(3) 実施主体の代替度	事業を町以外(民間や国・県など)に任せられることができるか	コメント	可能でない	一部可能である	可能である
有効性	(1) 成果の達成度	事業の実施により初期の目的や目標をどの程度達成しているか	コメント	達成していない	一部達成している	達成している
	(2) 事業の見直し度	成果の状況を踏まえ、事業内容を見直す余地はあるか	コメント	見直す余地はない	検討の余地がある	見直す余地がある
効率性	(1) 行政コストの削減度	経費節減によりサービス水準を低下させずにコストを下げるができるか	コメント	できない	検討の余地がある	できる
	(2) 効率性の向上度	事業の効率性を上げるため他の事業との統合や事務の省力化など見直しの余地があるか	コメント	見直す余地はない	検討の余地がある	見直す余地がある
	(3) 受益と負担との相関度	行政サービスの内容と負担を比較して、受益者負担の適正化の余地があるか	コメント	適正化の余地はない	検討の余地がある	適正化の余地がある
総合評価		1.見直しの必要なし	見直しの必要あり 2.改善 3.充実 4.縮小 5.統合 6.廃止			6
予算反映		1.現状どおり	2.増額 3.減額 4.廃止			4
評価理由		地方税法で定められた課税制度に対し、直接課税されていない者に補助金を交付する行為は、適正な課税制度本来の姿とは別であり、他方面への移行を踏まえ検討の余地がある。なお、補助金額に対しても、実績額に対し補助する方法が好ましい。				

4.2次評価

総合評価	1.見直しの必要なし	見直しの必要あり 2.改善 3.充実 4.縮小 5.統合 6.廃止	6
予算反映	1.現状どおり	2.増額 3.減額 4.廃止	4
評価理由	販売促進により税収の拡大につなげるという当初の目標設定であったが、現在では健康面への悪影響などが指摘されており、方向性が変わってきた。タバコの販売促進に補助することは時代背景にそぐわないため、廃止が望ましい。		

5.外部意見聴取

評価に対する意見	たばこ販売店だけに補助するのは時代にそぐわないため、補助金は廃止することが望ましい。ただし、たばこ税は貴重な税収であることから、広報みさとなどで「たばこは地元で」という広報を行うべきである。
----------	---